

医療情報の提供のあり方等に関する検討会概要

「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」について

平成18年9月
医政局総務課

1. 開催の趣旨等

先般公布された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」においては、都道府県を通じた医療情報の提供制度の創設、広告規制の見直しを通じた広告可能な事項の拡大等、患者に対する医療情報の提供の推進を図ることとしており、関係する規定は平成19年4月1日より施行されることとなっていることである。

平成17年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の「医療提供体制に関する意見」においては、①都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理して公表する制度の対象とする「一定の情報」の範囲、②広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等の課題について、厚生労働省に少人数の検討会を設けて議論し、必要な対応をとることとされている。

これを踏まえ、平成19年4月の法施行に向け、必要な省令等の内容を検討することともに、法施行後において、新たな広告規制制度の円滑な実施等のための事後チェック機能の実施等を行うための検討会を設けることとする

2. 検討課題例

- ・ 都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理して公表する制度の対象とする「一定の情報」の範囲
- ・ 広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定
- ・ 医療機関の名称制限の緩和の内容
- ・ 院内掲示事項の見直し
- ・ 新たな広告規制制度の運用に関する事後チェック

3. 検討会の位置づけ等

医政局長による検討会

(検討会の庶務は医政局総務課で行う)

4. 検討会のメンバー

別紙のとおり